平成２９年（フ）第１４１号
東京都日野市多摩平６丁目６番地の10ウィンディアいそぬま101
債務者　相馬克安已
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４５８号
横浜市中区松影町３丁目９番地４　第五港館811号室
債務者　小林　滋郎
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６０号
神奈川県綾瀬市吉岡1759番地２
債務者　瀬古　利彦
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１号
神奈川県藤沢市天神町２丁目26番地の９　パル湘南Ａ203
債務者　高橋　静江
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６５号
横浜市鶴見区栄町通３丁目36番地20　フォレスト200
債務者　佐藤　春美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６６号
横浜市鶴見区栄町通３丁目36番地20　フォレスト200
債務者　佐藤恵里奈
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７５号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目31番17号
債務者　吉田トシ子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２５号
佐賀県西松浦郡有田町赤絵町１丁目１番２号
破産者　有限会社丸田錦峰堂
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５７９号
札幌市西区発寒14条14丁目２番45号
破産者　共栄機材株式会社
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５８号
静岡県富士市富士岡186番地の１
破産者　株式会社中村製作所
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２６７４号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目38番８号
破産者　ノボプラン株式会社
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７号
鹿児島県志布志市志布志町安楽443番地１
破産者　有限会社横山電機商会
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
岩手県八幡平市大更第21地割38番地の１
破産者　有限会社広嶋商店
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０９号
兵庫県西宮市山口町阪神流通センター１丁目62番地
破産者　株式会社たんばや商店
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４号
広島県福山市蔵王町162番地の１
破産者　Ｚ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４号
愛媛県八幡浜市保内町川之石１番耕地161番地の１
破産者　株式会社伊藤組
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第３１号
福岡市南区清水４丁目14番22―103号
破産者　廣池　行洋
1　破産債権の届出期間　平成29年３月31日まで
2　一般調査期日　平成29年４月18日午前10時30分
平成29年３月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１４号
仙台市若林区今泉１丁目14番24号
破産者　會田　光昭
1　破産債権の届出期間　平成29年４月10日まで
2　一般調査期日　平成29年５月26日午前10時30分
平成29年３月10日
仙台地方裁判所第４民事部破産係